知床エコツーリズム戦略　事務取扱要領

（平成 28 年３月 28 日改正版）

１．作成の目的

知床世界自然遺産地域　適正利用・エコツーリズム検討会議（以下、「検討会議」）では、知床エコツーリズム戦略（以下、「戦略」）を作成し、地域主導により共通の将来目標を達成することとしている。知床の観光利用やエコツーリズムの推進について、誰でも自由に検討会議に提案することができる。そこで、戦略に基づく議論をより円滑に進めるため、事務取扱要領を作成する。

本事務取扱要領では、戦略に基づく提案を行いたいと考えている者を対象に、提案から最終承認までの具体的な手続きを示すとともに、提案の受付や部会における議論のサポートを実施する行政機関の担当者が事務手続きを進める際のマニュアルを示す。

２．戦略に基づく議論の仕組み

戦略に基づく議論の流れは以下のとおり。

(1)提案の作成・受付　→　(2)検討会議での承認
→　(3)検討部会での検討　→　(4)検討会議での最終承認

（１）提案書の作成・受付

※ポイント
○提案者は様式１に基づき提案書を作成する必要がある。
○提案書は、斜里町、羅臼町の役場にて随時受け付ける。
○提案書の作成に当たり、斜里町、羅臼町の役場に相談することができる。

①提案書の提出先窓口

・提案書の作成相談、提出先の窓口は斜里町役場もしくは羅臼町役場とする。
・検討会議事務局および斜里町、羅臼町は、毎年の年度当初に打ち合わせを行い、戦略に基づく提案の手順について確認し合うとともに、両町の窓口担当者を確認する。

②提案書の作成と作成相談

・提案は誰でも作成し、提出することができる。
・提案にあたっては、様式１に基づき提案書を作成する。
・提案書の作成にあたって、提案者は事前に斜里町役場もしくは羅臼町役場の窓口担当に提案内容や必要な手続きについて相談することができる。
・窓口担当者は、提案に関する相談があった場合には、知床エコツーリズム戦略の趣旨、戦略に基づく提案の方法、提案の承認から実施に至る手順について説明し、提案に関する相談を受ける。

③提案書の受付

・提案書は斜里町役場もしくは羅臼町役場で随時受け付ける。
・検討会議事務局は提案の募集や受付について、メールやホームページ等により適宜周知する。
・検討会議は毎年度、２回程度開催することとし、時期は６～７月および２～３月を基本とする。それぞれの検討会議で、原則として開催の約１ヶ月前までに提出された提案の審査を行う。
・斜里町役場、羅臼町役場では、基本的には提案様式の確認のみを行うこととし、提案の可否に関する判断は行わない。

④提案に対する課題整理

・検討会議事務局及び斜里町、羅臼町は、提案内容が戦略の「５．基本方針（１）基本原則」に合致しているか事前に確認する。明らかに合致していないものや公序良俗に反する違法行為等は検討会議での説明を認めないこととし、検討会議へは受付拒否の理由を付し報告を行う。また、検討を必要とせず実現可能と判断できるものについては、検討会議で議論せずに進めることができることとし、検討会議へは状況報告のみを行う。
・検討会議事務局は受付を行った提案書の提案内容に関し、法律的、制度的な課題、提案者以外のもつ権利権限に係る課題について抽出し、整理を行う。

（２）検討会議での承認

※ポイント
○提案者は検討会議にて提案内容を説明する。検討会議では様式２に基づき審査を行い、承認が得られれば部会の設置が認められる。
○戦略の基本方針、法律・制度面からの課題、検討部会の構成等について検討会議でチェックする。
○提案の却下・提案の再提出となる場合がある。

①提案書の事前配布

・受付を行った提案書を検討会議開催の 2 週間前までに検討会議構成員へ事前送付することとする。

②提案の説明

・提案者は、検討会議において提案書に基づき内容の説明を行う。提案書以外の参考資料を用いる場合は、事前に検討会議事務局に提出すること。
・説明時間は１提案につき 10 分程度とする。

③検討会議での判断

・検討会議において様式２に基づき提案の審査を行う。なお、検討会議事務局は本事務取扱要領２．（１）④で行った課題整理の内容を検討会議に提示することとする。
・戦略の「５．基本方針（１）基本原則」に合致しないと認められる提案については承認しない。

・法律等を逸脱する提案や既存活動（漁業等の一次産業等）の持つ慣例等への配慮を欠いた提案については承認しない。
・「５．基本方針（２）エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点」を参照し、明らかに合致しないと認められる提案については承認しない。また、今後の検討や調整において解決が可能と思われる課題がある場合、今後の検討を進める際の留意すべき事項として、「検討を進めるにあたり必要な視点」を抽出する。
・提案内容の記述や説明が不十分であった場合、内容の精査を依頼し、次回以降の検討会議で提案の再提出を求めることができる。
・検討部会のメンバーや専門家、進め方について決定する。その際、本事務取扱要領の２．（３）検討部会での検討を参照する。
・検討部会のメンバーには、利害関係者が網羅的に含まれている必要がある。
・専門家は必ずしも検討会議委員でなくとも良いこととし、①検討会議事務局及び斜里町、羅臼町が指名する者が参加する、②提案者等が指名する者が参加する、③公募により希望する者が参加する、④メールや電話、郵送によるヒアリングを行う、⑤参加しない、の５つのパターンが想定される。
・部会設置を承認する提案は、原則として年間４件を上限とする。
・知床全体に関わる大きな課題に対する提案については、検討部会を組織せず、検討会議において検討を進めることができる。

（３）検討部会での検討

※ポイント
○検討部会は地域の利害関係者間の意見調整、詳細な検討を実施する。また、専門的知見からの検討を加える。
○部会運営に当たっては、行政機関が事務手続きをサポートすることができる。専門家招聘に係る費用は指名した者が負担する。
○部会での検討期間は最長１年とする。

・専門家が部会に参加しない場合やヒアリングのみの参加の場合、提案に関わる既存文献等は部会開催時までに検討部会の事務局が把握しておくことが望ましい。
・検討部会の事務局は、提案者が担うこととし、検討会議事務局及び斜里町、羅臼町は必要に応じて事務手続きをサポートすることができる。事務局は検討部会の開催にあたり、日程の調整、会場の確保、資料の作成と印刷、議事概要の作成等を行う。なお、専門家の旅費・交通費の支払いが必要となる場合、検討会議において指名した者が支払うこととする。
・なお、検討部会での検討に際し、現地調査、既存文献の収集、データ解析等が必要となった場合、提案者が担うこととし、検討会議事務局及び斜里町、羅臼町は必要に応じてサポートすることができる。
・検討会議事務局及び斜里町、羅臼町はサポートとチェックの両面の役割を担う。提案者に対し情報の提供や合意形成に対する助言等を行い、部会の運営が円滑に進むよう中立的な立場で事

務的なサポートを実施することができる。また、サポートを実施した提案であっても、検討会議や検討部会においてそれぞれの所掌とする分野における公正なチェックを行うこととする。

・検討部会には進行役を置くこととし、必ずしも専門家でなくとも良いこととする。進行役は、部会の進行を担当する。

・検討部会は原則公開とする。ただし、議論の内容が希少種の生息状況、個人情報等を含むことが想定される場合は、あらかじめ検討部会のメンバーに諮り、必要な範囲で非公開とすることができる。また、議事概要を記録することとし、結果についても非公開となった部分を除き公開することとする。なお、検討部会はメーリングリスト等を活用したメール上での議論のみでも可とする。この場合もメール上の議論の過程を概要として取りまとめ公開することを原則とする。

・検討部会での検討は、（２）で抽出された「検討を進めるにあたり必要な視点」を満たすよう留意すること。

・検討部会では、最終承認後の実施体制について想定できるよう調整を図ること。

・検討部会における検討期間は原則として最長１年間とする。検討期間の延長を希望する場合は、再度検討会議において提案を行う。なお、部会の開催回数は任意とする。

（４）検討会議での最終承認

※ポイント
〇戦略の趣旨や目的に沿っているか、必要な視点は満たされているかが検証される。
〇提案の却下、条件付きでの最終承認、部会での議論のやり直しとなる場合がある。

・検討部会における検討結果は検討会議に報告され、検討会議での最終承認が必要となる。その際、戦略の趣旨や目的に沿っているか、必要な視点は満たされているか、最終承認後の実施体制の想定が妥当であるかが検証される。なお、検討会議での議論の結果、提案の却下や検討部会での議論のやり直しがあり得る。

・検討部会の検討結果は、進行役又は提案者が報告する。なお、提案者が報告を担当する際には、進行役及び事務局がサポートを行う。

・検討会議での議論に応じ、最終承認にあたっての条件を付けることができる。

・検討会議での最終承認が得られた場合、提案内容が実施される。その後の検討部会の扱いは、①継続（フォローアップの役割を引き続き維持する）、②解散（提案者等がモニタリングのみ実施、行政の通常管理に移行、他の会議等に移行）、の２パターンが想定される。

・提案内容の実施にあたっては、提案者が一定の役割を担いつつ、検討会議構成員が支援、協力を行う。

３．議論を進めるうえでの役割

【戦略】

・提案は戦略の趣旨や目的に沿っていなければ認められない。戦略は（１）から（４）のそれぞれの段階で参照される必要があり、提案時や承認時、最終承認時の基準と位置づけられる。

【検討会議】

・提案の承認について、最終的な判断を担う。発案時と決定時の２回、検討会議での承認が必要となる。

【検討部会】

・提案について、発案時における検討会議での承認が得られれば、原則として検討部会を組織する。提案の実施に向け、詳細を検討する役割を持つ。

【提案者】

・提案者は提案内容について主体的に検討、調整する必要がある。検討部会等の運営においても、一定の役割を果たすことが求められる。
・提案内容の実施や結果検証について、一定の役割を担うことが望ましい。

【専門家】

・専門家は提案内容について科学的立場からの助言を行う。専門家は部会における決定には直接的に関与しないが、専門家による専門分野における助言は部会において尊重されるべきである。

【関係行政機関】

・それぞれの行政機関の所掌範囲において公正なチェックを行う。
・斜里町、羅臼町は提案の受付窓口を担当するとともに、提案作成や検討部会の運営等について提案者をサポートする。
・検討会議事務局（釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道）は提案の内容等に応じ、検討部会の運営等について提案者をサポートする。

４．想定される提案内容

提案は、知床におけるエコツーリズムや観光利用に関することであれば自由に行うことができる。主に想定される提案内容は以下のとおり。

（１）新たなエコツーリズムや観光利用の提案

これまで使用されてこなかったフィールドや、対象とならなかった野生生物、文化的資産等を新たにエコツーリズムや観光利用に活用する。

（２）新たなルールの提案

地域の観光資源の保全や観光の質の向上等を目的とした、守るべき地域ルールを定める。

（３）新たな制度や枠組みの提案

エコツーリズムの推進や自然生態系の保全、情報発信等を効果的・効率的に進めること等を目的と

した、新たな枠組みや体制の構築を行う。

（4）既存の制度やルール等の改善・廃止

望ましいエコツーリズムや観光利用を推進するため、既存の制度やルール等の改善や廃止を行う。

様式１

＜提案タイトル＞

＜提案者名＞

１．提案内容

キャッチコピー ・目的	
背景・理由	
具体的 提案内容	

２．戦略の基本原則との対応

①遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上
②世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供
③持続可能な地域社会と経済の構築

３．検討部会の想定メンバー

関係行政機関	
地域関係団体	

（備　考）

1）適切な提案タイトルを記載する。

2）提案者名は個人名、団体名、個人の連名、団体の連名のいずれでもよい。

3）キャッチコピーとして、提案をわかりやすく説明できるような文言を作成する。

4）背景・理由には、提案に至った経緯・課題について記述する。

5）具体的内容については事務取扱要領４．想定される提案内容の４つの分類を参考に具体的に記述する。

6）戦略の基本原則との対応については３つの原則について提案内容により実現できることを列挙する。

7）検討部会に参加する関係行政機関と地域関係団体については、検討会議構成員のうち、提案に関係する利害関係者と思われる全ての団体を記載する。

様式２

＜提案タイトル＞の進め方について

知床世界自然遺産地域
適正利用・エコツーリズム検討会議

１．戦略の基本方針や既存の法律・制度との対応

①遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上

□合致している　　□合致していない

②世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供

□合致している　　□合致していない

③持続可能な地域社会と経済の構築

□合致している　　□合致していない

④エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点

□概ね合致している　　□明らかに逸脱している

⑤既存の法律等

□合致している　　□合致していない

２．検討部会の構成、進め方

①開催方法

□会議を設定して検討を進める　　□メール上での議論でも可とする

②部会の構成員

□構成員に関する提案は妥当　　□構成員に関する提案は不十分

→【提案が不十分である場合の指摘事項】

（　　）

③進行役及び事務局、専門家

進行役：

事務局：

サポート：

専門家：　　（指名者：　　）

３．検討を進めるにあたり必要な視点

（①
②
③）

様式１（記載例）

知床沼の野営禁止によって生じた諸問題とその解決に向けた提案

羅臼山岳会・斜里山岳会

１．提案内容

キャッチコピー・目的	「知床半島先端部利用の心得」において野営禁止とされている知床沼について、知床岳等を目指す登山者のテントサイトとして、一部の箇所に限り野営禁止を解除することを提案する。
背景・理由	知床沼に次ぐ野営適地とされる青沼から知床岳を往復する場合、通常 14 時間ほどの行程となり、不明瞭な刈り分け道しかないことから迷いやすく、陽のあるうちに青沼に帰着することはかなり困難である。よって、今後、長時間行動による人身事故など山岳遭難が起きる可能性が高い。 また、近年は青沼以外の場所にテントを張るパーティーも見受けられ、知床沼周辺と同様の植生が野営により破壊されることが懸念される。今後も知床沼周辺の野営禁止が続くことにより他の場所がテントサイトとして利用され貴重な植物群落の破壊が拡大されることになる。
具体的提案内容	知床沼の周辺は湿原で植生は大変脆弱だが、北沼付近の一部にササやイネ科草本の草地があり、数張のテント設営が可能と思われる。この草地のみを野営禁止区域から外し、ロープ等の設置により野営箇所を明示し、テントサイトとして活用する。

２．戦略の基本原則との対応

①遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上
「利用の心得」が公布されたのちも知床沼で野営する登山者が後を絶たない状況にあり、知床沼周辺の植生への影響が懸念される。本提案により草地をテントサイトとして明示することにより、湿原植生へのダメージを軽減することができる。
②世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供
知床沼の北沼付近草地での野営が可能となることで、知床岳への安全な登山が可能となり事故や遭難などが防止できる。また、より良質な原生の自然体験の提供につながる。
③持続可能な地域社会と経済の構築
知床沼は以前から知床岳登山や知床半島縦走の際のベースキャンプとして使用されており、知床山域におけるバックカントリー登山の文化継承として必要である。

３．検討部会の想定メンバー

関係行政機関	釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、斜里町、羅臼町
地域関係団体	知床ガイド協議会、斜里山岳会、羅臼山岳会、知床財団